

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ① 「立川スタンダード（基本的指導過程20 Ver.3）」 「立川スタンダード20～体育・保健体育編～」を基に、主体的・対話的で深い学びを実現させるために、授業改善と授業力向上に努め、確かな学力の育成を図る。
- ② 「学習のねらい」「授業の見通し」「振り返り」を1単位時間の学習活動に取り入れ、見通しと明確な目標をもって取り組める授業展開を行い、生徒の学習意欲の向上を図る。
- ③ 土曜学習を実施するとともに、年間指導計画及び週ごとの指導計画に基づき、授業時数を確保する。
- ④ 「土曜学習」「スタディールーム」「チャレンジルーム」等の学習機会の拡充を図り、基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- ⑤ 数学科における習熟度別指導、外国語科による少人数・習熟度別指導を通し、生徒一人一人の学習意欲の向上とニーズに合った指導・支援を提供し、個に応じた学習を進め、基礎的及び発展的な力を身に付けさせる。
- ⑥ 英語科において ALT を活用し、「聞く」「話す」技能の向上を目的とした指導の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑦ 英語科においてパフォーマンステストの実施を通して、実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑧ 全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査及び東京ベーシック・ドリルの結果の分析を通して、課題を明確化し、授業改善に努め、基礎学力の定着を図る。
- ⑨ 市立図書館、学校図書館支援指導員との連携及び生徒の委員会活動の充実を通して、読書活動の推進を図る。
- ⑩ 学習意欲の向上を目指し、タブレットや大型テレビ等の ICT 機器の活用した授業改善を行う。学んだ知識を活用するために、体験的な活動や問題解決学習の視点を取り入れ、言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る。
- ⑪ 東京都統一体力テストの結果分析より、持久力等の体力向上を図るために一校一取組運動を充実させる。
- ⑫ 各教科において、オリンピック・パラリンピックに関連する事項に触れ、オリンピック・パラリンピック教育の推進を図る。
- ⑬ 体力向上努力月間では、全校で実施できる運動プログラムを紹介し、全校で体力向上に努める取り組みを行う。
- ⑭ 「地域未来塾事業」「スタディ・アシスト事業」を推進するとともに、家庭学習推進リーフレットの活用等により、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。
- ⑮ 英語検定、漢字検定等の資格取得に向けた学習をスタディールームで実施し、基礎学力の向上を図る。

イ 道徳科

- ① 人権教育の全体計画に基づき、人権教育プログラムを活用して教職員の人権意識を高め、教育活動全体を通して人権尊重教育の充実を図り、自他を尊重し認め合う精神の育成を推進する。
- ② 道徳教育推進教師を中心に発達段階に応じた道徳授業の充実を図る。また、道徳科についての研修を行う等、理解を深める取り組みを行う。
- ③ 「道徳授業地区公開講座」を通して、保護者や地域との連携による道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を育成する。

ウ 総合的な学習の時間

- ① 各教科や特別活動等との関連を図りながら、「地域理解」「職業調べ」「職場体験」「伝統文化」「国際理解」「防災」等の今日的な課題や自らの生き方を考えるテーマに基づいた課題解決学習、探究的な学習活動、体験活動を通して、主体的に判断し、協働的に取り組む態度を育成する。
- ② 地域の人材や立川市の施設等の地域資源を有効に活用し、小学校との連携を踏まえ学習活動を推進する。

エ 特別活動

- ① 集団による諸活動や諸行事を通して、充実感や達成感を体験させるとともに豊かな人間関係を育み、集団の一員としての所属感をもたせ、自己有用感を高める。
- ② 生徒会活動・委員会活動・部活動等の充実を図ることを通して、自治能力と自主自立の精神を育成する。
- ③ 生徒の自主的・実践的な態度を育成し、よりよい人間関係が築けるように話し合い活動の充実を図る。

(2) 特色ある教育活動

- ① 土曜学習（年5回）、「英検、漢検対策を含めたスタディールーム」「チャレンジルーム」を通して、基礎学力の定着や学習意欲の向上を図る。
- ② 1学期2回、2学期2回、3学期1回、計5回学校公開を行い、開かれた学校づくりを推進する。
- ③ 教育力向上推進モデル校として体力向上につながる教育活動の工夫を行い、運動やスポーツに親しむ生徒を育成する。
- ④ 生涯学習推進センターや社会福祉協議会等との連携を図り、地域人材による講師、外部指導員や学生ボランティア等の市民力を積極的に活用することを通して、授業中の個別支援やスタディールーム、補習、部活動、図書室の利用促進等の充実を図る。
- ⑤ 中学生生活を円滑に過ごせるように、校区の小学校との体験授業や交流活動等を通して小中連携教育の推進を図る。また、「小中連携外国語活動」を通して校区の児童たちが英語に興味・関心をもち、積極的に活動できるよう、小学校教員と連携し、基本的な英語活用能力を育成する。
- ⑥ 「地域連絡協議会」を通して、個別に支援を必要とする生徒や不登校生徒への情報交換を地域や関係諸機関と行い、特別支援教育を推進する。

(3) 生活指導

- ①基本的な生活習慣と規範意識の確立のために、「身だしなみ」「掃除」「挨拶」「時間」「言葉遣い」を中心に規律ある学校生活の育成に全校で取り組む。
- ②安心・安全な学校を最優先に「問題行動へのガイドライン」に基づく適切な対応や「サポートチーム会議」等の地域・校区小学校・外部諸機関との連携により、問題行動に対して毅然とした組織的な対応を図る。
- ③いじめ防止対策推進法を踏まえた学校いじめ防止基本方針により、日常的にいじめ問題への未然防止・早期発見・早期対応に努める。また、弁護士によるいじめ防止授業の実施、ふれあい月間やいじめ解消・暴力根絶旬間において、アンケートや全校道徳を実施し、いじめに対する取組を強化する。
- ④体罰や暴力は生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や生徒の気持ちに寄り添った指導を推進する。
- ⑤学校不適応や特別な支援を要する生徒に対して、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）「個別適応計画書」「個別指導計画」の作成や特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、巡回指導員、スクールソーシャルワーカー、立川学校支援員等、支援員の活用を通じた特別支援連絡会議、教育相談組織体制を構築する。さらに連携を密にして学習支援や不登校解消に向けた対応を図るとともにSOSの出し方教育を通して自殺予防に努める。
- ⑥避難訓練、安全指導ではより実践的な訓練を通して、災害安全、生活安全、不審者対応、交通安全についての取組を推進する。また「防災ノート～災害と安全」「安全教育プログラム」等の活用、セーフティ教室や薬物乱用防止教室等を有効に活用する。
- ⑦「SNS 東京ノート」及び「六中 SNS ルール」に基づいた情報モラル教育の充実を図る。

(4) 進路指導

- ①3年間を見通した計画的・系統的・継続的なキャリア教育による進路指導により、能力や適性を正しく理解し、自尊感情を高め、主体的に進路選択ができる生徒の育成を図る。
- ②「職業調べ」や「職場体験学習」等の体験的な学習を充実させて、郷土からキャリア教育に向けての立川市民科に取り組み、社会人として望ましい「職業観・勤労観」の育成を図り、地域に還元する。
- ③「立川夢・未来ノート」を活用し、社会との関わりや自分自身の役割に気付き、将来の夢の実現に向けて、キャリアを積み重ねていける生徒を育成する。